

入札説明書

1 公告日

令和6年3月27日（水）

2 契約業務名

令和6年度 医師・薬剤師等招聘視察旅行の手配等に係る業務委託

3 入札方法等

- (1) 入札は本人が行うことが原則である。
- (2) 入札書は、書面により直接持参して提出すること。
- (3) 入札者が他人に入札を代理させるときは、必ず委任状を提出すること。
- (4) 入札者の記名、押印、入札事項、日付等に誤りのないよう確認すること。
- (5) 入札者は、入札書を一旦入札函に投入した後は開札の前後を問わず、書換え、引替え又は撤回をすることが出来ない。
- (6) 入札者が連合し又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札を延期若しくは取りやめることがある。
- (7) 入札の方法
 - ア 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札保証金の確認を受けること。
 - イ 入札参加者は、入札執行に先立ち、一般競争入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。
 - ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金の免除

沖縄県財務規則第100条の規定により見積る契約金額の100分の5以上とする。ただし、次に該当するときは、その全部又は一部を免除することができる。

- (1) 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 地方自治法施行令第167条の5及び地方自治法施行令第167条の11に規定する資格を有する者で国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約をすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

5 入札保証金の納入方法

(1) 納入手

ア 現金納付を希望する者は、一般競争入札参加資格申請時に申し出ることとする。

イ 入札保証金納付書発行依頼書及び債務者登録票に必要事項を記入し、令和6年4月5日（金）までに病院事業企画課に提出する。

ウ 債務者登録票に基づいて納付書を発行するので、令和6年4月10日（水）までに下記納付場所において納付する。

（手数料がかからない機関）

琉球銀行

（手数料がかかる機関）

沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫、

農業協同組合（県内）、商工組合中央金庫那覇支店、みずほ銀行

エ 領収書の写しを、令和6年4月10日（水）までに病院事業企画課まで提出すること。

(2) 還付方法

ア 落札者以外は入札後、入札保証金還付請求書を提出し、約20日後に登録した口座へ振り込む。

イ 落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金に充当するが、充当しない場合は、契約保証金を徴収した後、先に納付済の入札保証金を還付する。

6 入札の無効

下記事項に該当する入札は無効となる。

(1) 本公告に示した競争参加資格のない者の入札。

(2) 資格確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の入札。

(3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札。

(4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札。

(5) 入札書の表記金額を訂正した入札。

(6) 入札書の表記金額、氏名、陰影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札。

(7) 入札条件に違反した入札。

(8) 連合その他不正の行為があった入札。

(9) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札。

7 落札者の決定の方法

(1) 沖縄県財務規則第123条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札とする。

(3) 落札者となるべき同値入札者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

(4) 再度入札に付しても落札者がいないときは、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号に基づき随意契約できるものとする。

8 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第 101 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号の一に該当すると認められる場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出するとき。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約をすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。